

ふれあい福祉基金運用補助金 Q & A

◆事業費について

Q1 資材等購入費とは、どんな経費ですか。

A1 事業実施に必要な資材・機材等を購入する費用です。なお、限られた寄附金を運用した事業であることを鑑み、必要最低限のものを補助対象としています。
事業実施に必要不可欠であること、適正価格の機材であること等、総合的に判断しています。

Q2 事務用品費、消耗品費、使用料、周知に係る経費は、見積書の添付は必要ないのでしょうか。

A2 これらの経費については、見積書の提出が難しいため、申請書への添付は不要としていますが、収支予算内訳書に、できる限り詳細を記入いただくようお願いします。
また、実績報告の際、領収書の添付のある範囲での補助となり、概算交付額がそれを上回っている場合、補助金額確定後、返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q3 講師謝金とは、どんな経費ですか。

A3 有資格者のように専門知識・技術を持っている方による指導等への謝礼です。
例えば、介護予防のための体操教室、サロンなどでの演奏、福祉をテーマとした講演会、悩みをお持ちの方への相談事業などに講師として有資格者を依頼したときに発生する経費です。
また、福祉をテーマとした体験談などその方ではできない講話や、事業をより充実させるためにスタッフが研修を受けるための講師謝金も補助対象としています。

Q4 講師謝金の金額は、申請者側で設定していいのですか。

A4 講師謝金については、原則として、1回2時間程度の講演、演奏、実技指導などに対し、2万円以下を基準としています。基準金額を上回った場合、上回った分について、あるいは一定の割合について、自己負担していただくことがあります。なお、内部講師（申請団体のメンバー等による）と思われるものについては、人件費とみなし、交付対象とはなりませんのでご注意ください。

Q5 講師謝金の具体的な金額を教えてください。

A5 講師謝金については、「さいたま市職員研修講師謝礼基準」を参考としています。

学識経験者	大学教授・民間企業役員	20,000 円以内/時間
	大学準教授・民間企業社員	15,000 円以内/時間
	大学講師	10,000 円以内/時間
官公署職員		5,000 円以内/時間
その他	団体・個人	5,000 円以内/時間
	研修コンサルタント	100,000 円以内（半日・3 時間） 200,000 円以内（全日・6 時間）

Q6 補助対象とならない経費等にある人件費とは、どんな経費ですか。

A6 申請団体のスタッフやボランティアへの謝礼などです。
事業を実施する際に、お手伝いいただく方への謝礼は人件費としています。

◆**修繕費について**（放課後児童クラブ・地域支援活動センター・心身障害者地域デイケア施設が対象です。）

Q7 放課後児童クラブごとに申請できますか。運営主体である法人からの申請でなくても良いですか。

A7 法人の代表者とは別に放課後児童クラブごとに代表者がおり、法人と会計を別にし、実質的に事業を実施している場合は、1つの団体とみなし、申請が可能です。ただし、他の補助金を受ける場合は対象となりません。

Q8 故障した電機製品を買い替えるのは、修繕費として申請しても良いですか。

A8 当補助金では、事業を実施する上で必要なものに限り、施設運営において壊れたもの、古くなったものを直す際に、修繕費を補助します。修理不可能な場合、または、修理に買い替え以上の代金がかかる場合などのみ、買い替えも可とします。ただし、その場合、既存の製品と同程度の規模（容量）、機能に限ります。既存のものより大幅に規模、機能が上回る場合等は、新設・増設の範囲とみなし、修繕費として補助はできませんので、ご注意ください。

Q9 施設にエアコンを取り付ける予定ですが、修繕費にあたりますか。

A9 修繕については、「施設運営において壊れたもの、古くなったものを直す」としていただきますので、今までに無かったものを新たにに取り付ける新設は対象外です。

◆**その他**

Q10 事業を4月に実施したのですが、それについて申請しても大丈夫ですか。

A10 事業の補助対象期間が令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）までですので、申請していただいても大丈夫です。但し、審査結果によっては、補助対象とならない可能性がありますのでご注意ください。

Q11 商品を購入するときに、ポイントカードにあるポイントを使用して支払いしても良いですか。

A11 現金などによる購入について補助対象としていますので、ポイント分は対象外となります。例えば、商品 1,000 円に対してポイント 200 円分を使用し、現金での支払いが 800 円の場合、800 円が補助対象経費となります。

Q12 クレジットカードや電子マネーで支払いをしても大丈夫ですか。

A12 ポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。

Q13 対象期間内に支払いを終えていれば、講座開催等が対象期間外でも大丈夫ですか。

A13 事業の補助対象期間が令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）までですので、申請書や実績報告書等により、対象期間内に事業が完了していないとみなされる場合は、支払いを先に済ませていたとしても、補助対象経費として認められません。

Q14 通知等は担当者へ直接送付してほしいです。

A14 「申請団体の概要書」の「連絡担当者」欄に、氏名や送付先を記入してください。